

にいがた



にいがた海岸線
634.4km

▲秋の日本海と米山大橋(柏崎市)

Contents

- 賞与を支払ったときは届出が必要です
- 協会けんぽへのお手続きは、すべて郵送が可能です!
- 社会保険事務講習会12月のご案内
- スキー場リフト割引利用助成券のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

賞与を支払ったときは 届出が必要です



ボーナスなどの賞与を支払った場合は、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」を提出してください。
賞与支払届は保険料や年金給付の金額に影響する大切な届出となりますので、忘れずに提出をお願いします。

届出の対象となる賞与

ボーナス、手当、その他どんな名称であっても、労働者が労務の対償として受けるもの（現物支給によるものも含む）のうち、年間の支給が3回以下のものが対象となります。

● 対象となるもの ●

賞与（役員賞与も含む）、ボーナス、期末手当、年末手当、夏（冬）期手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの（年3回以下支給の場合）、その他定期的でなくとも一時的に支給されるもの

● 対象とならないもの ●

年4回以上支給されている賞与、結婚祝金、大入袋等

賞与にかかる保険料率

健康保険料

（全国健康保険協会管掌健康保険）

（事業主・被保険者折半）

■ 介護保険に該当しない被保険者

$$\text{標準賞与額} \times \frac{99.0}{1000}$$

■ 介護保険に該当する被保険者

$$\text{標準賞与額} \times \frac{114.5}{1000}$$

厚生年金保険料（一般）

（事業主・被保険者折半）

$$\text{標準賞与額} \times \frac{171.20}{1000}$$

平成25年9月に厚生年金保険料率が改定されました。

児童手当拠出金

（全額事業主負担）

$$\text{厚生年金保険の標準賞与額} \times \frac{1.5}{1000}$$

※ 標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となり、健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）累計額が540万円まで、厚生年金保険では1回（同月に2回以上の支給は合算）の支給につき150万円が上限となります。

※ 育児休業等期間は開始日の属する月から終了日翌日が属する月の前月までについては、事業主の申出により、毎月の保険料と同様、賞与の保険料も徴収されません。

ただし、届出は必要です。

届出方法

賞与の届出をするときには「被保険者賞与支払届総括表」をあわせて提出してください。

※70歳以上(昭和12年4月2日以降生まれの方に限る。)の方については賞与支払届のほか、70歳以上被用者用の賞与支払届が必要です。

紙による届出

賞与支払予定月の登録がある事業所(紙による届出を希望)へは、あらかじめ被保険者の氏名などの基本情報をプリントした用紙が支払い予定月の前月に送られます。希望する事業主の方は管轄の年金事務所にご連絡ください。

CD・DVDによる届出

磁気媒体届書作成プログラム(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> から無償で提供されています。)により作成し提出をお願いします。
また、賞与支払予定月の登録がある事業所(CDによる届出を希望)へは、あらかじめ被保険者の氏名などの基本情報を収録したターンアラウンドCDが支払い予定月の前月に送られます。希望する事業主の方は、管轄の年金事務所へご連絡ください。

電子申請により届出することもできます。

電子申請の手続きについては、電子政府の総合窓口(アドレス <http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。



賞与支払予定月を登録している事務所は、賞与の支払が行われなかった場合にも、賞与支払届総括表で「不支給」を届け出てください。

届出先

日本年金機構 新潟事務センター
〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階
※郵送のみの受付となり、受付窓口や駐車場はありません。

年金受給者の皆様へ

『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう。

公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」は、年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。※「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を以下「扶養親族等申告書」という。毎年10月下旬に、日本年金機構から課税の対象となる受給者の方に送付されます。

課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。上記の年金は所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。障害年金・遺族年金には課税されません。

「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

| 平成26年分「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方 | | |
|-----------------------------|----------------------------|-------------|
| 年齢 | 65歳未満の方(昭和24年1月2日以後に生まれた方) | 年金額が108万円以上 |
| | 65歳以上の方(昭和24年1月1日以前に生まれた方) | 年金額が158万円以上 |

ただし、対象となる年に支給される年金の額が一定額(65歳以上の受給者の場合は158万円(注)、65歳未満の受給者の場合は108万円)に満たない受給者については、その者の受ける年金の支給額からの源泉徴収は要しないものとされており、また、「扶養親族等申告書」の提出も必要ないものとされています。

(注)退職共済年金の受給者であり、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方の場合は、退職共済年金の支払額が80万円です。

扶養親族等申告書 提出期限：12月2日

もし、扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料を控除した後の年金支給額の10%が所得税として源泉徴収されます。なお、2以上の年金の支払者に対し扶養親族等申告書を提出している方、年金以外に所得がある方などは確定申告が必要です。



協会けんぽからのお知らせです

協会けんぽへのお手続きは、すべて郵送が可能です！

協会けんぽへご提出いただく申請書類は、すべて郵送が可能です。協会けんぽの窓口は時間帯によって大変混み合い、お客様をお待たせする場合がございますので、申請の際には便利でスムーズな郵送をご利用ください。

申請書の入手方法

ホームページから
ダウンロード

各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードすることができます。また、ホームページには記入例も掲載しています。

協会けんぽ 新潟 検索

電話による発送依頼

申請書の郵送を希望される場合は、お電話をいただければお送りいたします。

連絡先

- 健康保険給付、任意継続、保険証再交付 ▶▶▶ 025-242-0262【業務グループ】
- 生活習慣病予防健診、特定健診 ▶▶▶ 025-242-0264【保健グループ】
- 第三者行為による傷病届 ▶▶▶ 025-242-0263【レセプトグループ】

申請書の提出先

〒950-8613

新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階
全国健康保険協会 新潟支部

郵送の際は、郵便番号を記載すると宛名の住所を省略できます。
(新潟支部のホームページから、宛名ラベルの印刷も可能です。)
※切手の貼り忘れにご注意ください。



ご家族の皆さまにも、健診の受診をすすめましょう！

特定健診・がん検診を受けましたか？

協会けんぽでは、40歳から74歳のご家族（被扶養者）の皆さまを対象とした特定健診を実施しています。今年度より、協会けんぽからの健診費用の補助が増え、さらにお安く受けられるようになりました。

特定健診を受ける際に必要な『受診券』がお手元がない方は、申請が必要になりますので、下記までお問い合わせください。

また、市町村の集団健診や健診機関などでは、特定健診とがん検診を一緒に受けられる場合があります。（集団健診やがん検診の詳細は、お住まいの市町村へお問い合わせください。）

健康に自信がある方も年に一度は健診を受け、「安心」を手に入れて、家族みんなで健康な毎日を過ごしましょう！

病気の早期発見・早期治療につながる「健康診断」は、健康状態がわかる絶好のチャンス！
年に一度は必ず受けましょう。

健康運、
気にならなくても
健診へ



お問い合わせ先 ▶▶▶ 【保健グループ】 TEL.025-242-0264



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

社会保険事務講習会 12月のご案内 参加料無料

| 開催日 | 開催時間 | 会場 | 所在地 | 定員 |
|-----------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 12月 3日(火) | 午後1時30分 ～午後4時 | 燕三条地場産センターリサーチコア | 三条市須頃1-17 | 60名 |
| 12月 4日(水) | | サンライズ南魚沼 | 南魚沼市坂戸399-1 | 60名 |
| 12月 5日(木) | | ワークプラザ柏崎 | 柏崎市田塚3-11-50 | 36名 |
| 12月 6日(金) | | クロスパルにいがた | 新潟市中央区礎町3ノ町2086 | 70名 |
| 12月10日(火) | | 上越市市民プラザ | 上越市土橋1914-3 | 48名 |
| 12月12日(木) | | 新発田市生涯学習センター | 新発田市中央町5-8-47 | 60名 |
| 12月16日(月) | | ハイブ長岡 | 長岡市千秋3-315-11 | 70名 |

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX. (025) 290-3201 TEL. (025) 240-5337

冬期限定プラン

平成25年 平成26年

12/1～3/31

(但し12月30日～
26年1月3日は通常料金です)

「ハマストサウナ」
心も体もあたたかく

土曜日を除く

- 1室3名様以上のご利用
- 1泊2食 / 料理6品付

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

松風荘

瀬波保養所

友だち、家族で語らいを! 5,900円 (税込)

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています (相談は無料)

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川11-2-9].....毎月第2火曜日(10:00～15:00)
 - 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31].....毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- ※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

12月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

| 主催年金事務所 (予約先電話番号) | 会場 | 相談日 | 時間 | 主催年金事務所 (予約先電話番号) | 会場 | 相談日 | 時間 |
|----------------------------|--------------|-------|-------------|----------------------------|----------------------------|-------|-------------|
| 新潟東年金事務所 (025-283-1013) | 五泉市村松支所 | 5(木) | 10:00～15:00 | 上越年金事務所 (025-524-4115) | 糸魚川市役所 | 11(水) | 10:00～15:00 |
| | 五泉市福社会館 | 19(木) | 10:00～15:00 | | 柿崎商工会 | 25(水) | 10:00～15:00 |
| | 阿賀町役場本庁 | 25(水) | 10:00～15:00 | | 市民交流センターネブルみつけ | 18(水) | 10:00～15:00 |
| 新潟西年金事務所 (025-225-3008) | 佐渡中央会館 | 18(水) | 13:30～17:00 | 新発田年金事務所 (0254-23-2128) | 村上市役所 | 11(水) | 10:00～15:00 |
| | 新穂地区公民館 | 19(木) | 9:00～11:40 | | 阿賀野市水原総合体育館 | 25(水) | 10:00～15:00 |
| | 小木町商工会 | 19(木) | 8:50～10:50 | | 十日町地域地場産業振興センター | 18(水) | 9:30～12:30 |
| 長岡年金事務所 (0258-88-0006) | 小千谷市民会館 | 11(水) | 10:00～15:00 | 六日町年金事務所 (025-716-0802) | 十日町地域地場産業振興センター (クロス10) | 12(木) | 10:00～15:00 |
| | | 25(水) | 10:00～15:00 | | | 26(木) | 10:00～15:00 |
| | 小出ボランティアセンター | 26(木) | 10:00～15:00 | | | | |

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

柏崎年金事務所 耐震補強工事実施に伴う一時移転のお知らせ

移 転 期 間 平成25年12月2日(月) から平成26年6月末(予定)

協会けんぽの窓口も
同時に一時移転します

一時移転先住所 〒945-0822 柏崎市穂波町9-8 (旧ゼビオスポーツ)

業務時間・
電話番号に
変更は
ありません

お客様相談室
年金を受ける手続き・受けている
方のご相談、各種変更届など
0257-38-0568

国民年金課
国民年金の加入・納付相談・
免除申請など
0257-38-0566

厚生年金適用徴収課
事業所からの届け出・申請・
保険料納付相談など
0257-38-0567

補強工事完了後は元の場所で業務を行います。ご不明な点は、当事務所へお問い合わせください。

スキー・
スノーボードで
健康づくりを!

スキー場リフト割引利用助成券のご案内

県内各支部(新潟東・新潟西・三条・新発田・長岡・六日町・上越・柏崎)の会員事業所従業員及び家族の健康増進のためスキー場のリフトを利用される方に、割引利用助成券(各スキー場とも700円助成)を発行いたします。希望される方は、下記の宛先へお申し込みください。



申 込 受 付 期 間

平成25年12月3日から平成26年1月15日まで(リフト割引利用助成券の有効期限は平成26年2月28日まで)
ただし、受付期間中であっても予定数に達した場合、申込を締め切らせていただきます。

| 利用できるスキー場名 | | | |
|------------------|-----|------------------------|-----|
| 上越国際スキー場 | 1日券 | 赤倉観光リゾートスキー場 | 1日券 |
| 岩原スキー場 | 1日券 | わかぶな高原スキー場 | 1日券 |
| 国設胎内スキー場 | 1日券 | 三川温泉スキー場 | 1日券 |
| ニュー・グリーンピア津南スキー場 | A・B | | 回数券 |
| 二ノックススキー場 | 1日券 | 石打丸山スキー場(大人)(ジュニア・シニア) | 1日券 |
| 長岡市営スキー場 | 1日券 | ぶどうスキー場 | 1日券 |

※リフト券の内容等については各スキー場にお問い合わせください。
※申込されてから割引利用助成券がお手元に届くまで日数を要しますのでご容赦ください。

申 し 込 み 先

(一財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

●上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部
住 所 〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電 話 025-527-4880

●中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部
住 所 〒940-0061
長岡市城内町3-甲893-36-丸山ビル601
電 話 0258-31-8090

●下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住 所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電 話 025-290-3200

申 し 込 み 方 法

郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

キリトリ線

〔リフト割引利用助成券申込書〕

※利用者負担金は直接スキー場にお支払いください。 ※申込枚数は15枚までとさせていただきます。

枚 年 月 日

上記のとおり申し込みます。

事業所所在地
名 称
電 話 番 号
連 絡 責 任 者

| | | |
|--------------------------|-----|--------------------------|
| 所属支部名に○印を記入 してください。 | | |
| <input type="checkbox"/> | 新潟東 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 新潟西 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 三 条 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 新発田 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 長 岡 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 六日町 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 上 越 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 柏 崎 | <input type="checkbox"/> |